

判例研究

消費者庁の注意喚起及び通知を踏まえ、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律3条1項に基づき、金融機関が原告名義の預金口座に係る取引停止措置を取り、これを継続していることを理由として、原告の預金払戻請求を拒絶することができると認められた事例

—— 東京地判令和2年8月6日金法2156号81頁 ——

津 田 慧[※]

- I 事案の概要
- II 判旨
- III 検討

I 事案の概要

Xは、Yとの間で預金契約を締結し、Yの八丁堀支店にX名義の普通預金口座（以下「本件預金口座」という）を有しており、その預金残高は、令和元年10月15日時点で7460万2782円であった。

Xは、平成28年11月18日から平成30年8月31日までの間、LED高速通信機器の購入及び加盟店登録契約に関するセミナー（以下「第一次募集」という）を、また、平成30年9月1日以降、LED照明機器及びセキュリティ関連商品の購入並びに加盟店登録契約に関するセミナー（以下「第二次募集」という）を開

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第21巻第1号2022年3月 ISSN 1347-0388

※ 一橋大学大学院法学研究科博士後期課程

催した。Xとの間で第一次募集及び第二次募集に係る各契約を締結した者は、同各契約に係る売買代金及び加盟店協力料を本件預金口座に振り込んで支払った。

消費者庁は、令和元年9月27日付けで、消費者安全法38条1項の規定に基づく消費者被害の発生又は防止に資する情報の公表及び消費者に対する注意喚起として、Xについて、「特許権を取得した通信機器で収益を得られるなどとうたい、高額な投資をさせる事業者に関する注意喚起」（以下「本件注意喚起」という）をホームページ上に掲載¹⁾し、その後、Yに対し、同年10月3日付けで、同条2項の規定に基づく情報提供として、本件注意喚起の事実及び本件預金口座が本件注意喚起に係る消費者被害を生じさせた事業者の口座であるとの内容が記載された書面（以下「本件通知」という）を送付し、本件通知は、その頃、Yに到達した。

Yは、令和元年10月4日付けで、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「振り込め詐欺救済法」²⁾という）3条を根拠として、本件預金口座について取引停止措置（以下「本件取引停止措置」という）を講じた。その後、Yは、遅くとも同月7日までに、Xから本件預金口座内の預金の引出しを求められたが、これを拒絶した。

1) 本件注意喚起によれば、第一次募集においては、例えば、Xが自らの販売するLED通信機器について特許権を取得しており、加盟店契約を締結すれば、半年から1年後には、LED通信機器の取扱いによる売上げを按分した金銭を定期的に受け取ることができ、既に金銭を受け取っている消費者もいるかのように説明されていたところ、LED通信機器の製造元によれば、LED通信機器について特許権は取得していないし、第一次募集時点において、LED通信機器は一台も製造すらされていなかった上、企業等への販売やレンタルについての具体的な事業計画も策定されておらず、消費者に対してLED通信機器の取扱いによる売上げを按分した金銭は支払われていなかった。また、第二次募集においても、加盟店契約を締結すれば、LED照明機器の取扱いによる売上げを按分した金銭を継続的に受け取ることができ、また、既に様々な用途のLED照明機器が複数の企業等に納品されているかのように説明されていたところ、LED照明機器の企業等への販売及びレンタルの実績はなかった。<https://www.caa.go.jp/notice/entry/017012/>

2) 本稿においては、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」の略称として、「Ⅱ判旨」と同じように「振り込め詐欺救済法」を用いることとする。ただし、同法は、預金口座等への振込みを利用して行われた犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的とするものであり（同法1条）、本件注意喚起において指摘されている不実の告知も、いわゆる「振り込め詐欺」に当たるものではない。

そこで、X は、Y に対し、本件預金口座残高である 7460 万 2782 円及びこれに対する同月 26 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の支払いを求める旨の訴えを提起した。

II 判旨

請求棄却。

「振り込め詐欺救済法は、預金口座等への振込を利用して行われた詐欺等の犯罪行為によって被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的とする（同法 1 条）ものであり、同法 3 条 1 項に定める預金口座等に係る取引停止等の措置は、被害者の被害回復の実効性確保のための保全的措置である。そうすると、当該金融機関の預金口座等について犯罪利用預金口座等である疑いがあると判断した場合には、その判断に合理性がある限り、当該金融機関は、当該口座等について取引停止等の措置を講ずる法的義務を負い、当該預金口座等の預金者等からの払戻の請求を拒絶することができると解するのが相当である。」（以下「判旨 i」という）

「本件注意喚起及び本件通知が消費者問題を所管する行政庁によって法律上の根拠に基づいてされたものであり、本件注意喚起の内容が詳細かつ具体的なものであることからすれば、本件通知を受け取った被告が、その記載内容を信用することには十分な合理性があると言い得る。また、本件注意喚起において指摘されている不実の告知は、消費者からの財産交付という処分行為に向けられた欺罔行為と評価する余地があるものである。

そうすると、本件注意喚起の内容及び本件預金口座が消費者被害を生じさせた事業者の口座であるとの記載がされた本件通知を受け取った被告が、本件預金口座について、振り込め詐欺救済法 2 条 4 項にいう犯罪利用預金口座等であるとの疑いを持ったことには合理性があるということが出来る。」（以下「判旨 ii」という）

次に、本件の事実関係からは、「甲野花子（以下「甲野」という）と称する人物が、消費者庁長官に対し、第一次募集及び第二次募集に係る契約を締結して加

盟店となった者らが署名押印したものであるとして、本件注意喚起の内容を否定する文書合計1262通を提出したことが認められるが」、本件の事実からすると、「それらの文書は、いずれも当該文書の記載内容が間違いないとの部分及び署名押印部分以外は、甲野と称する人物による定型文が印字されているにすぎないものであると推認することができ、その体裁からして、直ちに高い信用性を肯定し得るものではない。」

「また、原告は、本件注意喚起において第一次募集に係る契約の対象商品であるLED通信機器が一台も製造されていなかったと指摘している部分が事実と反すると主張し、その裏付けとして、LED通信機器とされる写真」を提出する。「しかし、同写真からは、撮影されたLED通信機器とされるものが機能性を有するものであるのかは不明である上、その撮影日時も不明であるから、本件注意喚起が問題にする第一次募集の際に、LED通信機器が現実に製品化されていたことの裏付けになるものではない。」

「さらに、原告は、第一次募集に関し、原告自身は事業計画を策定していないものの、B社がC市において事業を計画していると主張し、その裏付けとして『C市からのお知らせ』と題するC市のホームページを印字したものと思われる文書」を提出する。「しかし、この文書からは、B社がどの時期から当該計画を策定していたのか、その事業規模はどの程度のものであるのかといった詳細は不明であるから、上記文書は、本件注意喚起が問題にする第一次募集の際に、B社において、具体的な事業計画が策定されていたことを示すものとは言い難い。」

「このことに加え、消費者庁が甲野と称する人物から本件注意喚起の内容を否定する文書の提出を受けながら未だに本件注意喚起を撤回も訂正もしていないことや、本件注意喚起が公表されてから本件口頭弁論の終結に至るまでの約半年間、国に対し、本件において訴訟告知をしたのみで、損害賠償請求訴訟等積極的な法的措置を講じていないことをも踏まえると、本件預金口座が振り込め詐欺救済法2条4項にいう犯罪利用預金口座等であるとの被告の疑いは、今なお合理的なものといえることができる。」

「以上によれば、被告は、原告に対し、本件取引停止措置を取り、これを継続していることを理由として、本件預金口座に係る預金の払戻を拒絶することがで

きと認めるのが相当である。」(以下「判旨 iii」という)

Ⅲ 検討

1 本判決の意義

本判決は、被告たる金融機関において、本件注意喚起及び本件通知を踏まえ、振り込め詐欺救済法 3 条 1 項に基づき、原告名義の預金口座について本件取引停止措置を取り、これを継続していることを理由として、原告の預金払戻請求を拒絶することができることを認めたものである。

振り込め詐欺救済法 3 条 1 項においては、金融機関による預金口座等に係る取引の停止等の措置(以下「取引停止措置」という)について、「捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるとき」、これを適切に「講ずるものとする」旨が規定されるにとどまり、同項の文言上、その法的性質が一義的に明らかであるとはいえない。こうした中、従前の裁判例においては、預金者が自身の口座に取引停止措置を講じた金融機関に対し、預金払戻請求等を行った事案が集積されつつあるものの、同項の法的性質を明示的に判断したものは存在しなかった。本判決は、下級審裁判例の一つにすぎないが、判旨 i において同項の法的性質を判示した点に一定の意義を見出すことができる。

また、従前の裁判例においては、捜査機関たる警察や被害者代理人弁護士からの情報提供を端緒として取引停止措置が講じられた事案が大半を占めていた。しかし、本判決は、そのいずれの主体でもない、消費者庁の本件注意喚起及び本件通知を端緒として取引停止措置が講じられており、その適法性が問題となったという点に特徴がある。

判旨 ii においては、概要、消費者庁の本件注意喚起及び本件通知を受け取った被告が、本件預金口座について、振り込め詐欺救済法 2 条 4 項にいう犯罪利用預金口座等であるとの疑いを持ったことには合理性がある旨が述べられている。この判旨 ii の内容は、被告の主張も踏まえると、被告が、本件取引停止措置を講ずるに当たり、本件注意喚起及び本件通知に係る情報の真偽につき別途の調査を要

しないことに帰着し、本件注意喚起及び本件通知が実質的には、同法3条1項の「捜査機関等」の情報提供と同様に位置付けられることになる。しかし、判旨iiにおいては、「本件注意喚起及び本件通知が消費者問題を所管する行政庁によって法律上の根拠に基づいてされたものであり、本件注意喚起の内容が詳細かつ具体的なものであること」が述べられ、消費者庁が「捜査機関等」に当たることが理由に挙げられているわけではないため、その理由付けを含めた判断の妥当性も検討の対象となる。

判旨iiiにおいては、原告による預金払戻請求の可否について、現在における犯罪利用預金口座等であるとの被告の疑いの合理性に焦点が当てられており、従来の裁判例の一部とは異なる主張立証構造を前提に判断されているようにも思われるところであり、この点も検討に値する。

以上のことを踏まえ、本稿においては、次の順序で検討を進めることとする。まず、検討を進める前提として、振り込め詐欺救済法に関する法規制の全体像を簡単に確認する(2)。次に、同法3条1項の枠組みに関する問題(3)、犯罪利用預金口座等であるとの疑いを持ったことの合理性に関する問題(4)、及び、現在における犯罪利用預金口座等であるとの疑いの合理性に関する問題(5)を検討する。最後に、各検討の結果を踏まえ、本判決を概括する(6)³⁾。

2 振り込め詐欺救済法に関する法規制の全体像

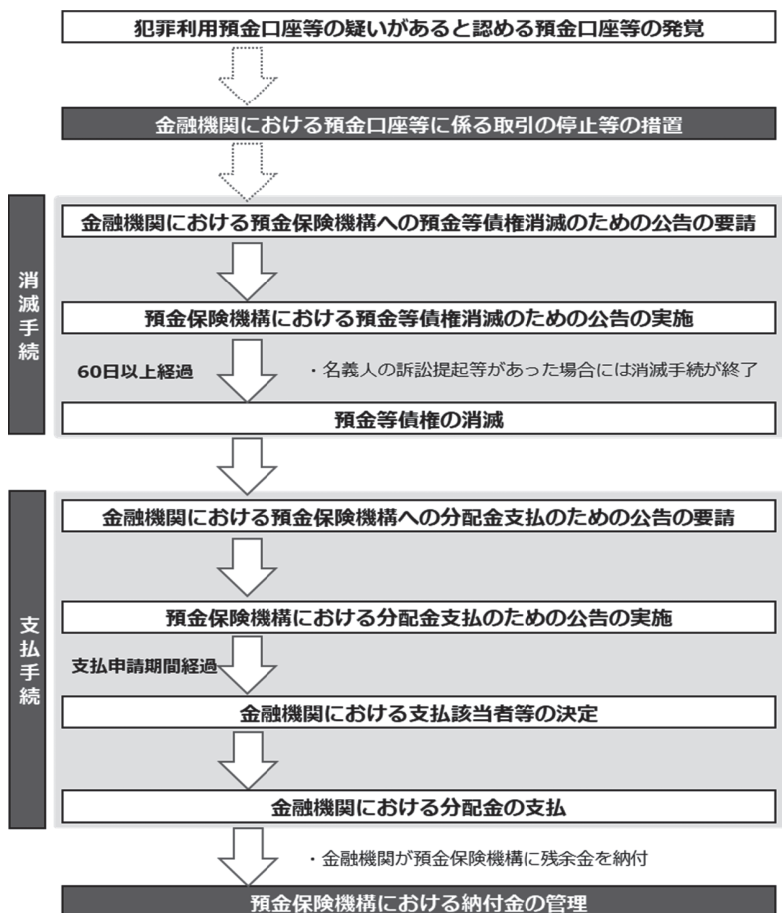
(1) 振り込め詐欺救済法の概要

振り込め詐欺救済法は、預金口座等への振込みを利用して行われた詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等に係る債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって当該犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的として、2008年6月21日に施行された⁴⁾。

振り込め詐欺救済法に規定する手続の流れは、①「金融機関における預金口座等に係る取引の停止等の措置」(取引停止措置)、②「消滅手続」、③「支払手続」

3) 本稿は、2021年7月19日に行われた一橋大学民事法特殊研究における報告を基にするものである。

及び④「預金保険機構における納付金の管理」の4段階に整理することができる(次図参照)。



- 4) 振り込め詐欺救済法の概要については、柴山昌彦「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律案（振り込め詐欺等被害金返還特別措置法案、いずれも仮称）の概要」金法 1801 号（2007 年）8 頁、田尾幸一朗「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」ジュリ 1352 号（2008 年）93 頁及び柴山昌彦「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（振り込め詐欺被害者救済法）および関連規程の概要」金法 1837 号（2008 年）10 頁参照。

(2) 全銀協事務取扱手続

振り込み詐欺救済法は、その法案の検討が行われた自民党の振り込み詐欺撲滅ワーキングチームにおける議論や国会の法案審議の過程において、実務を踏まえた銀行界のガイドラインにより、一部の手続を中心に運用の詳細を定めることとされていた。

そのため、全国銀行協会は、金融庁、警察庁、預金保険機構等の関係官庁・団体とも調整した上、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に係る事務取扱手続」（以下「全銀協事務取扱手続」という）を取りまとめ、これを会員宛に通達している⁵⁾。

(3) 監督指針

監督指針においても、振り込み詐欺救済法が「金融機関にとっては、従来、預金規定に基づいて行っていた口座の取引停止等の措置が法的に求められることとなった点において、適切な口座管理の観点から、極めて重要な意義を有する」旨⁶⁾や、「犯罪利用預金口座等の疑いがあると認める場合における取引停止等の措置を適切に実施するための内部管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じ法第24条に基づき報告（追加の報告を含む）を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第26条に基づき、業務改善命令を発出するものとする」旨⁷⁾が述べられている。

3 振り込み詐欺救済法3条1項の枠組み（判旨 i）

(1) 総論

振り込み詐欺救済法3条1項は、金融機関において、「当該金融機関の預金口座等について、捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供

5) 以上につき、干場力『『振り込み詐欺救済法に係る全銀協のガイドライン（事務取扱手続）』の概要』金法1840号（2008年）12頁。

6) 金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」（令和3年7月）Ⅲ-3-1-3-1-1(3)④及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（令和3年7月）Ⅱ-3-1-3-1-1(3)④。

7) 金融庁「主要行等向けの総合的な監督指針」（令和3年7月）Ⅲ-3-1-3-1-3及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（令和3年7月）Ⅱ-3-1-3-1-3。

があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引の停止等の措置を適切に講ずるものとする」旨を定めるのみであり、その内容が一義的に明らかになっているものとはいえない。

判旨 i は、金融機関が、①「犯罪利用預金口座等である疑いがあると判断した場合」において、「その判断に合理性がある限り」、②当該口座等について取引停止措置を講ずる法的義務を負うとともに、預金者等からの払戻請求を拒絶することができる旨を述べ、振り込め詐欺救済法 3 条 1 項の枠組みを明らかにした。

(2) 振り込め詐欺救済法 3 条 1 項の要件に関する問題

振り込め詐欺救済法 3 条 1 項は、その要件を「捜査機関等から当該預金口座等の不正な利用に関する情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるとき」と定めるのみである。

その法案骨子取りまとめにおいては、裁判所等の公的機関の判断を求めることも検討されたが、人的コストを含めて公的負担を極小化するため、金融機関の自主的判断によることとされるとともに、どのような場合に「疑いがある」と認めるかについては、業界団体にガイドライン等を定めることが希望された⁸⁾。その流れを受けて、全銀協事務取扱手続において同項の定めが具体化されたものの、後記 4(2)アのとおり、その内容は、主に犯罪利用預金口座等の情報提供を受けたことを前提として、取引停止措置に必要な対応を類型化したものであって、同法 3 条 1 項の要件たる「犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるとき」自体を敷衍するなどして、取引停止措置に当たっての指針を示したものではない。

学説においては、この「疑いがあると認めるとき」は、金融機関の「恣意的判断でよいということではなく、そこで確認された事情があれば通常どの金融機関でも同様に犯罪利用預金口座等である疑いを持つであろうと言えるような客観的合理性のある判断であることを要するというべき」である旨が指摘されている⁹⁾。

また、従前の裁判例においても、「本件口座について、『法令や公序良俗に反す

8) 柴山 (2007 年)・前掲注 4)・9 頁注 2。

る行為に利用され、またはそのおそれがある』と判断することには合理性があり、本件措置は適法である」旨¹⁰⁾や、「被告において本件預金口座が犯罪に利用されている疑いがあると認めたことに不合理な点はいかがわれないというべき」である旨¹¹⁾が述べられ、取引停止措置を講ずるに当たり金融機関の判断の合理性を要することが示唆されたものも存在していた。

こうした中、判旨 i は、振り込め詐欺救済法 3 条 1 項の要件たる「犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるとき」について、その疑いがあると認めた金融機関の判断の合理性を判断基準とすることを明確化したものと評価できる¹²⁾。

(3) 振り込め詐欺救済法 3 条 1 項の効果に関する問題

ア 法的義務性

振り込め詐欺救済法 3 条 1 項は、一定の場合において、取引停止措置を適切に「講ずるものとする」旨を規定するものにすぎない。そのため、金融機関が取引停止措置の実施を法的に義務付けられているかについては解釈の余地が存在している¹³⁾。

学説においては、取引停止措置は、被害者の被害回復の実効性確保のための保

9) 菅原胞治「判批」銀法 754 号 (2013 年) 29 頁。このほか、振り込め詐欺救済法 4 条 1 項との対比の文脈において、同法 3 条 1 項の下でも、理由なく「疑いがあると認める」ことは許容されていない旨を指摘するものとして、沖野眞巳「犯罪利用資金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律を巡る私法上の問題」金融法務研究会報告書 (25)「近時の預金等に係る取引を巡る私法上の問題」78 頁。

10) 東京地判平 26・1・17 LEX/DB25517477。

11) 東京地判平 27・5・27 LEX/DB25530356。

12) 金融機関の判断の合理性という観点が債務不履行責任の判断において問題になるものであることを指摘し、本判決の判断方法に疑問を呈するものとして、山本周平「判批」金法 2169 号 (2021 年) 13 頁。振り込め詐欺救済法 3 条 1 項の要件が「犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるとき」と規定されており、その法案骨子取りまとめにおいても、公的負担を極小化するため、第一次的に金融機関の自主的判断によることとされたこと、及び金融機関による理由のない恣意的な判断が許容されないという趣旨で「合理性」が付加されていると思われることを併せて強調すれば、判旨が述べた判断基準もあり得るように思われる。

13) 前記Ⅲ 2(3)のとおり、監督指針においては、取引停止措置が法的義務であること、及びこれを適切に実施するための内部管理態勢に問題があると認められる場合に業法上の措置が講じられ得ることが述べられている。

全的措置であり、金融機関に義務付けられなければ、振り込め詐欺救済法の目的を達成することができないことや、「講ずるものとする」という文言からしても法的義務が課された規定である旨の解釈と矛盾しないことを理由として、法的義務としての性質を肯定するものがあった¹⁴⁾。なお、従前の裁判例において、この点を明確に判断したものは存在しなかった。

こうした中、判旨 i は、取引停止措置が被害者の被害回復の実効性確保のための保全的措置であることを理由として、金融機関がその法的義務を負い得ることを明示的に判断したものと評価することができる。

イ 取引停止措置の内容

振り込め詐欺救済法 3 条 1 項に規定される取引停止措置の内容については、同法に定義規定は存在しておらず、全銀協事務取扱手続が「入出金双方の停止（解約を含む）」と定義するのみである¹⁵⁾。

判旨 i においては、原告の請求との関係もあり、「預金口座等の預金者等からの払戻の請求を拒絶することができる」と解するのが相当である」旨が述べられるにとどまり、上記「入出金双方の停止（解約を含む）」の中でも「払戻の請求」を拒絶し得ることのみが提示されることとなった。

なお、判旨 iii においても、「被告は、原告に対し、本件取引停止措置を取り、これを継続していることを理由として、本件預金口座に係る預金の払戻を拒絶することができる」と認めるのが相当である」旨が判示されている。

ウ 私法上の根拠

取引停止措置を講ずるに当たっての私法上の根拠については、①振り込め詐欺救済法 3 条 1 項のみ、②普通預金規定のみ、又は、③これら双方の 3 パターンが議論されている。

14) 廣渡鉄 = 福田隆行「振り込め詐欺救済法の実務上の問題点」金法 1921 号（2011 年）98 頁。同旨を述べるものとして、高橋泰史「判批」銀法 853 号（2020 年）26 頁。

15) 干場・前掲注 5)・13 頁注 2。なお、本稿においては、主に入出金双方の停止を念頭に置く。

立法案担当者は、預金口座等の約款に基づく取引停止措置（上記②）を想定しており¹⁶⁾、学説においても、同法3条1項の「犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるとき」は、「この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合」¹⁷⁾の一具体化と位置付けられる旨が指摘されている¹⁸⁾。

他方、従前の裁判例全体を俯瞰すると、上記①ないし③のいずれもが混在している¹⁹⁾。もっとも、その動向を分析すると、振り込め詐欺救済法施行直後は上記①が相次いだところ、次第に上記②又は③にシフトするに至ったものであり、金融機関の主張として同法3条1項のみを根拠とすることのリスクに起因している旨が指摘されている²⁰⁾。

本件取引停止措置に当たっては、振り込め詐欺救済法3条が根拠とされるとともに、被告より「本件取引停止措置の正当性は、同普通預金規定からも根拠づけられる」旨も主張されていた。しかしながら、判旨i、ii及びiiiにおいては、被告が振り込め詐欺救済法2条4項にいう犯罪利用預金口座等であるとの疑いを持ったことの合理性が問題となっており、普通預金規定には言及されていない。

こうしたことからすれば、本件取引停止措置の私法上の根拠は、振り込め詐欺救済法3条1項に据えられているとの理解を前提にしたものと読み得るため、本判決により上記①の事例が追加されたものといえる。

ただし、本判決においては、普通預金規定を取引停止措置の私法上の根拠に据

16) 田尾・前掲注4)・96頁。

17) 全国銀行協会「普通預金規定（個人用）〔参考例〕」11.(2)③。

18) 沖野・前掲注9)・75～76頁。

19) ①のケースとして、東京地判平24・10・5金法1971号116頁、東京地判平25・11・11LEX/DB25516132等、②のケースとして、東京地判平26・1・17・前掲注10)、東京地判平27・5・27・前掲注11)、東京地判平27・6・23金法2030号91頁、東京地判平29・3・24L07231436等、③のケースとして、東京地判平22・7・23金法1907号121頁、東京地判平27・2・20LEX/DB25523582、大阪高判平28・11・29金法2063号72頁等。

20) 新井剛「判批」獨協法学（2016年）101号8頁。振り込め詐欺救済法3条1項を根拠とする場合は、「疑い」が「犯罪利用預金口座等」（ひいては「振込利用犯罪行為」）に紐付くことが要件になるのに対し、普通預金規定を根拠とする場合は、これに限られることなく、「法令や公序良俗に反する行為に利用され」る「おそれ」があれば足りるため、取引停止措置が認められる外縁が広がり得る。

えることが明確に否定されたわけではないし、「振り込め詐欺救済法3条を根拠として、本件預金口座について本件取引停止措置を講じた」ことが前提事実とされていたことも、この理解に帰結しているものと考えられる。

4 犯罪利用預金口座等であるとの疑いを持ったことの合理性（判旨 ii）

(1) 問題の所在

本事案における「被告の主張」においては、被告が、「消費者庁が原告の法人名を明記の上で本件注意喚起を行っている事実やその内容、本件預金口座の入出金履歴、その他関連する周辺事情を総合考慮し、本件預金口座が振り込め詐欺救済法3条1項の要件を充足しているものと判断した」旨が述べられていた。

しかるところ、判旨 ii は、被告が主張する「本件預金口座の入出金履歴、その他関連する周辺事情」の総合考慮に特段言及しないまま、本件注意喚起の内容及び本件預金口座が消費者被害を生じさせた事業者の口座であるとの記載がされた本件通知を受け取った被告が、その記載内容を信用することには十分な合理性があると言い得ると判示したのである。

したがって、「被告の主張」も踏まえて鑑みれば、判旨 ii は、本件通知を受け取った被告が、その情報の真偽につき別途調査をしなくとも取引停止措置を講じ得ることを認めたものとなり、その結果として、本件注意喚起及び本件通知が次項で述べる「捜査機関等」の情報提供と同様の位置付けを占めることとなる。

以下においては、振り込め詐欺救済法3条1項における「捜査機関等」の情報提供の位置付けを確認し、その後に本件注意喚起及び本件通知をこの情報提供と同様に位置付けることが妥当かを検討する。

(2) 捜査機関等の情報提供の位置付け

ア 総論

全銀協事務取扱手続は、前記Ⅲ 2(2)のとおり、振り込め詐欺救済法3条1項の定めを具体化しており、例えば、「捜査機関等²¹⁾から当該預金口座等が犯罪利用預金口座等として使用されている旨、書面または電話等により通報された場合²²⁾」には、当該預金口座等について取引停止措置を実施することとしている。

イ 「捜査機関等」の意義

振り込め詐欺救済法は、同法3条1項の「捜査機関等」を定義しておらず、いかなる主体を含むかが明らかではない。また、全銀協事務取扱手続においては、「捜査機関等」が「警察、弁護士会、金融庁及び消費生活センター等の公的機関並びに弁護士及び認定司法書士」を指すものと定義されているが、こうした定義によるとしても「公的機関」の外縁には解釈の余地がある。しかしながら、抽象的な概念であったとしても、「捜査機関等」に特別の地位が与えられていないのであれば、徒に主体を限定する必要性も生じないため、「捜査機関等」を明確化する前提として、同項における「捜査機関等」の意義の検討が先行しなければならない。

学説においては、次のような理由から、「捜査機関等」から提供を受けた情報の真偽について調査する義務がないことを述べるものがある。すなわち、「捜査機関等」の情報提供は、同項における勘案事情の代表例として掲げられており、同法4条1項（消滅手続の開始公告の求め）においても特別の位置が与えられている（同項1号）。また、同法4条1項は、「犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認めるとき」を要件とするのに対し、同法3条1項は、「相当の理由」に言及しない。さらに、同法4条1項は、捜査機関等の情報提供「に基づいて当該預金口座等に係る振込利用犯罪行為による被害の状況について行った調査の結果」も勘案事情としている（同項2号）。これらの規定からすれ

21) 「捜査機関等」とは、警察、弁護士会、金融庁及び消費生活センター等の公的機関並びに弁護士及び認定司法書士を指す。なお、弁護士・認定司法書士からの通報は、それぞれ日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会制定の統一フォームによることとされている（以上につき、干場・前掲注5）・15頁）。

22) このほか、「被害申出人」から犯罪利用預金口座等である旨の具体的な申出があり、その振込状況、他の取引の状況、名義人との連絡状況等から犯罪利用預金口座等であると判断でき、直ちに取引停止措置を講ずる必要がある場合や、当該預金口座等が犯罪利用預金口座等であるとの疑いがある旨、又は振込利用犯罪行為に利用される可能性がある旨の情報提供があった場合において、名義人本人から口座を貸与・売却した、紛失した、開設の覚えがないとの連絡が取れた場合（若しくは名義人の届出電話番号へ複数回・異なる時間帯に連絡を実施したが、連絡が取れなかった場合）、一定期間内に通常の生活口座取引と異なる入出金又は過去の履歴と比較すると異常な入出金が発生している場合等が定められている（干場・前掲注5）・13～15頁）。

ば、同法3条1項は、同法4条1項と異なり、「疑いがある」と認めることを要件とした保全的な性格のものであり、更なる調査が消滅手続の開始のために求められるとしても、取引停止措置についてはこの限りでないことが想定されているものと解される²³⁾。

裁判例においても、同法3条1項の文言及び趣旨に照らせば、捜査機関等の情報提供を受けた場合には、「金融機関において、提供された当該情報自体から明らかに犯罪利用預金口座等でないと認められるとか、当該預金口座が犯罪利用預金口座等でないことを知っていたなどの特段の事情のない限り、犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めて、当該預金口座等に係る取引停止等の措置を適切に講じることができ」、「捜査機関等に問い合わせるなどして、提供された情報に相当な理由があるかどうかを別途調査することを要しない」旨が判示されている²⁴⁾。

以上の学説・裁判例に鑑みると、捜査機関等の情報提供であれば、上記裁判例にいうような「特段の事情」のない限り、金融機関がその情報の真偽につき別途調査しなくとも、取引停止措置を適切に講ずることができるという効果が与えられると解される。そして、同法が詐欺等の犯罪行為により被害を受けた者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的とするものであり、このような目的を達成するため、詐欺等の被害者を可及的速やかに救済し、また、被害の拡大を防止すべく、同法3条1項において、犯罪利用預金口座等であることが真実であることを要件とせず、その疑いで足りるとしているところ、上記効果の付与についてもこうした同項の趣旨との関係において理解すべきであることを踏まえると、「捜査機関等」は、捜査機関のほか、振り込め詐欺等の被害者の迅速な被害回復に当たる者を指すと解するのが相当である²⁵⁾。

23) 沖野・前掲注9)・78～79頁。

24) 東京地判平29・3・24・前掲注19)。同旨の裁判例として、東京高判平23・11・24 LEX/DB25482224。

25) 東京高判平23・11・24・前掲注24)は、同旨を述べた上、「具体的には弁護士会、金融庁及び消費生活センターなど公的機関や、振り込め詐欺等の被害者代理人となる資格を有する弁護士及び認定司法書士が含まれる」旨を判示している。

(3) 本件注意喚起及び本件通知の位置付け

ア 総論

これまでに述べたとおり、判旨 ii は、その結果として、本件通知が捜査機関等の情報提供と同様の位置付けを占めるものと認めていることとなる。この結果を正当化するために判旨 ii が採り得る根拠としては、①本件通知が「捜査機関等」の情報提供に該当するとして、その情報の真偽につき別途の調査を不要とするもの（以下「根拠①」という）²⁶⁾のほか、②本件通知を受け取った被告が、本件預金口座について、振り込め詐欺救済法2条4項にいう犯罪利用預金口座等であるとの疑いを持ったことの合理性をあくまでも個別具体的に判断したところ、本件通知が「捜査機関等」の情報提供と実質的に相違ない位置付けとなったにすぎないもの（以下「根拠②」という）が考えられるため、以下においては、根拠①と根拠②の妥当性をそれぞれ検討する。

イ 根拠①

消費者庁は、捜査機関ではなく、全銀協事務取扱手続が個別に例示している「弁護士会、金融庁及び消費生活センター」並びに「弁護士及び認定司法書士」でもない（前記(2)イ参照）。もっとも、全銀協事務取扱手続が言及する「公的機関」ではあるため、消費者庁が「捜査機関等」に当たるという解釈も採り得るようにも思われる。

しかしながら、前記(2)イのとおり、「捜査機関等」は、捜査機関のほか、振り込め詐欺等の被害者の迅速な被害回復に当たるものを指すものと解され、それ以上に拡大的に解釈する理由がない。そのため、消費者庁が、「公的機関」であることや判旨 ii が述べる「消費者問題を所管する行政庁」であることのみをもってして、「捜査機関等」に該当すると即断することはできないはずであり、振り込め詐欺等の被害者の迅速な被害回復に当たるものとの整理をしなければならない

26) 根拠①と理解するものとして、秋元勇研「判批」金法2161号（2021年）65頁。また、「匿名コメント」判時2476号（2021年）34頁は、振り込め詐欺救済法3条1項にいう「捜査機関等」が官公庁も想定されているとした上で、これまでの裁判例において、消費者庁のような省庁からの情報提供に基づく取引停止措置の適法性について判断したものは見当たらない旨を述べており、根拠①に親和的とも思われる。

が、判旨にはこの点が述べられていない²⁷⁾。

ウ 根拠②

根拠②が採られ、個別具体的な判断によっても、本件通知が、振り込み詐欺救済法において特別の地位が与えられた「捜査機関等」の情報提供を受けた場合の取扱いと相違ない位置付けとされた実質的な理由が認められるべきである。

この点、判旨 ii においては、「本件注意喚起及び本件通知が消費者問題を所管する行政庁によって法律上の根拠に基づいてされたものであり、本件注意喚起の内容が詳細かつ具体的なものであること」が挙げられている。

しかしながら、判旨 ii がこの内容を理由とした判断であるとしても、捜査機関が、法律上の根拠に基づき²⁸⁾、具体的な振込犯罪利用行為も摘示して行う口座凍結要請²⁹⁾と本件注意喚起及び本件通知との間の差分は大きいため、双方を同様の位置付けを占めるものとするものの疑問を解消するには足りないとする。具体的には、捜査機関や弁護士による適正な情報提供においては、「振込利用犯罪行為」が特定されることになるのに対し、本件注意喚起においては、「消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実告知）を確認した」旨が述べられ

27) 消費者庁は、直ちに振り込み詐欺等の被害者の迅速な被害回復に当たるものとはいえず（消費者庁及び消費者委員会設置法 4 条参照）、本件注意喚起及び本件通知も「消費者被害の発生又は拡大の防止」のために行われるものにすぎない（消費者安全法 38 条 1 項及び 2 項）。こうしたことも踏まえると、消費者庁は、振り込み詐欺等の被害者の迅速な被害回復に当たるものと直ちには認められないように考えられる。他方、例えば、消費生活センターは、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じたり、同苦情の処理のためのあつせんを行ったりする（消費者安全法 8 条 1 項 2 号イ及びロ並びに 10 条）ことからして、振り込み詐欺等の被害者の迅速な被害回復に当たるものに位置付けられ得る。

28) 捜査機関の口座凍結要請の根拠が警察法 2 条 1 項ではなく、振り込み詐欺救済法であると解するものとしては、東京地判平 29・2・15 L07231028。

29) 警察庁通達においては、警察が口座凍結の要請をする際には、①当該預金口座等が開設されている金融機関の支店名、預金等種別、口座番号、口座名義人とともに、当該預金口座等がどのような犯罪に利用された疑いがあるかについて金融機関が適切に判断できるように犯罪の種別について確実に連絡すること、②文書により口座凍結を行う場合には、一定の様式により適切に行うこと等が求められている。なお、日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会制定の統一フォームにおいては、「振り込み詐欺等不正請求の手口」を記入することが求められている（以上につき、江野栄＝秋山努編『Q&A 振り込み詐欺救済法ガイドブックー口座凍結の手続と実践』（民事法研究会、2013 年）34～41 頁）。

るにすぎず、その意味において、「犯罪利用預金口座等である疑い」があると認めるべき事実としての具体性を同列に論じることはできない。このことは、判旨 ii においても、「本件注意喚起において指摘されている不実の告知は、消費者からの財産交付という処分行為に向けられた欺罔行為と評価する余地がある」旨が述べられ、「犯罪利用預金口座等」（ひいては「振込詐欺犯罪行為」）に向かう道筋を辿る必要性が認められているとおりである。

エ 小括

以上の次第であり、判旨 ii が根拠①及び根拠②のいずれを採ったとしても、それが妥当とはいえない。

もっとも、判旨 ii が述べるように、本件注意喚起及び本件通知が消費者問題を所管する行政庁によって法律上の根拠に基づいてされたものであり、本件注意喚起の内容が詳細かつ具体的なものであることを踏まえると、「捜査機関等」そのものではないとしても、金融機関において、その情報の真偽につき一律に厳格な調査が求められるということも妥当でないようにも思われる。例えば、消費者庁を含め、「捜査機関等」に準じた類型なるものを想定した上で、こうした類型に当たる主体より提供を受けた情報の真偽については、口座名義人との連絡を要さず、取引状況のみによる判断を許容するなどして、全銀協事務取扱手続にいう「被害申出人」その他の主体の情報提供を受けた場合と比較して、より簡易的な調査³⁰⁾で足りるとすることが考えられよう。

30) 藤井尚子「振り込め詐欺救済法の『犯罪利用預金口座等』の該当性（消極）をめぐる大阪高裁平 28.11.29 を受けて」金法 2066 号（2017 年）5 頁においては、弁護士の適適な情報提供を受けた場合においても、該当する振込事実や被害状況の確認、取引明細の調査を行う必要性が述べられており、その他の主体の情報提供の場合の対応を明示するものではないが、全銀協事務取扱手続が規定するよりも柔軟な実務として「捜査機関等」に準じた類型に当たる主体の情報提供を受けた場合の対応を検討する際にも参考になり得る。本事案において、被告が主張している「本件預金口座の入出金履歴、その他関連する周辺事情」の総合考慮も同様の確認・調査を行ったものと想定される。

5 現在における犯罪利用預金口座等であるとの疑いの合理性 (判旨iii)

(1) 従来の裁判例・学説

いったん取引停止措置が講じられたとして、その後どのような事情が存在すれば、振り込め詐欺救済法3条1項の要件を充足しないこととなるのか、また、その場合の主張立証については、裁判例・学説上の議論がある³¹⁾。

振り込め詐欺救済法施行直後の裁判例の中には、取引停止措置が適法になされたことを前提として、「本件口座が客観的に犯罪利用預金口座等でないことを立証すれば、本件預金の払戻しが認められるべきである」旨の原告の主張自体は是認し得るものとした上で、「本件口座が原告の(振込利用犯罪行為に当たらない)業務に用いられていることの立証では足りず、本件口座が犯罪利用預金口座等に当たるとする者との間で、判決等によって本件口座が犯罪利用預金口座等に当たらないことが明らかにされ、あるいはこれらの者が長期間にわたり原告に対し損害賠償等を求めず、事実上その権利行使が放棄されているといった事実が立証される必要がある」旨が述べられ、原告が被害者との関係において、客観的に犯罪利用預金口座等でないことを立証することが示唆されたものもあった³²⁾。この裁判例に対しては、原告の払戻請求を拒絶する理由の正当性は、預金債務を負っている被告が主張立証すべきであることも指摘されている³³⁾。

しかしながら、比較的近時の裁判例においては、預金者が、捜査機関等や被害

31) 「匿名コメント」金判1490号(2016年)52頁参照。

32) 東京地判平22・12・3金法1921号112頁。このほか、東京地判平26・1・17・前掲注10)においては、「原告が、被告との関係で、本件口座が犯罪口座ではないことを主張立証したとしても、捜査機関である警察との関係で、本件口座が犯罪と無関係であることを主張立証しなければ、警察は本件依頼書を撤回しないものと思われ、また、被告自身が警察とは別途の判断で本件措置を中止することは警察の本件依頼書による依頼を反故することになり、法の趣旨に反することになる」旨が述べられ、原告が捜査機関である警察との関係において、取引停止措置が講じられた口座が犯罪と無関係であることを立証することが示唆されている。このように被告でない者との関係における立証が示唆された裁判例については、真実発見という見地からすれば望ましく、被害者救済にも資するように思われるとしつつ、訴訟当事者でない捜査機関等との関係での立証を行い、判決等を得るという要件を、解釈論として付すことができるかについてはやや難があるようにも思われる旨が指摘されていた(本行克哉「金融機関における預金取引停止措置の実務」銀法793号(2015年)41頁)。

33) 菅原・前掲注9)・30頁。

者との関係において立証するのみならず、金融機関との関係においても犯罪利用預金口座等でないことを立証する途が拓かれた上で、こうした立証も一つの要素とした「取引停止措置を継続しなくても被害者の財産的被害の迅速な回復を損なわないことが明らかである」と認められる場合に該当すれば、取引停止措置が終了するものと解する余地を指摘したものが存在する³⁴⁾。具体的には、「預金者において、①金融機関が被害者又はその代理人から取引停止等の措置の依頼の解除や撤回等の要請を受けたこと³⁵⁾、②詐欺等の犯罪行為が存在せず、当該預金口座が犯罪利用預金口座等に当たらないこと、③被害者が長期間にわたり預金者に対して損害賠償等を求めず、事実上その権利行使が放棄されていることなどを立証し、取引停止措置を継続しなくても被害者の財産的被害の迅速な回復を損なわないことが明らかであると認められる場合には、金融機関が取引停止等の措置を継続することに合理的な理由がないから、当該取引停止等の措置は終了し、金融機関は、当該取引停止等の措置に基づき、預金者の払戻請求を拒むことができないと解する余地もある」旨が判示されている。

他方、同様に比較的近時の裁判例においても、「被告は、預金払戻請求に対する抗弁事由（阻止の抗弁）として、本件口座につき」、振り込め詐欺救済法4条「1項の規定する『犯罪利用預金口座等（本件においては資金移転先口座）であると疑うに足る相当な理由』があることにつき主張立証責任を負うものと解するのが相当である」旨が判示されたものもある³⁶⁾。学説においては、預金者に犯罪利用預金口座等でないことを主張立証することを求めた裁判例との対比において、上記判示が被告たる金融機関に「犯罪利用預金口座等である疑いがあると認めるとき」の主張立証責任があると判断しているものであり、相当であると思われる旨が指摘されている³⁷⁾。ただし、上記判示においては、金融機関が同法3

34) 東京地判平 28・7・20L07131666。

35) およそ被害者との示談があれば、犯罪利用預金口座等に当たらないことが明らかになったとはいえず、あくまでも一つの要素にすぎない（東京地判平 27・6・23・前掲注 19）参照）。学説においても、被害者代理人たる弁護士の要請取下げは、犯罪利用預金口座等である疑いの不存在を基礎付けるものではなく、当該要請取下げの経緯や当該口座の取引状況等の事情から、他に被害者が存在しないことが明らかである等の特段の事情がない限り、取引停止措置を解除すべきでない旨が指摘されている（廣渡＝福田・前掲注 14）・94頁）。

36) 東京地判令元・12・17 金法 2133 号 86 頁。

条1項に規定する取引停止措置を講じた上で、その後に同法4条1項に規定する消滅手続の開始を予告した段階であることが考慮に入れられており、こうした事案の特殊性が反映されたものとも考えられる。

(2) 本判決の主張立証構造

判旨 i においては、「当該金融機関等の預金口座について犯罪利用預金口座等である疑いがあると判断した場合には、その判断に合理性がある限り、当該金融機関は、当該口座等について取引停止等の措置を講ずる法的義務を負い、当該預金口座等の預金者等からの払戻の請求を拒絶することができるものと解するのが相当である」旨が述べられ、また、判旨 iii においては、「本件預金口座が振り込め詐欺救済法2条4項にいう犯罪利用預金口座等であるとの被告の疑いは、今なお合理的なものといえることができる」旨が述べられるにとどまり、振り込め詐欺救済法3条1項についての主張立証責任が明確には述べられていない。

ただし、「その判断に合理性のある限り」、預金者等からの払戻の請求を拒絶することができる旨が前提に据えられており、現在における判断の合理性をも射程に入れるものとして、同項の要件を敷衍したように思われること、並びに消費者庁が未だに本件注意喚起を撤回も訂正もしていないこと、及び本件注意喚起が公表されてから本件口頭弁論の終結に至るまでの約半年間、国に対し、本件において訴訟告知をしたのみで、損害賠償請求等積極的な法的措置を講じていないことを被告の疑いの合理性を基礎付ける事実として位置付けていること³⁸⁾からすれば、本判決は、現在³⁹⁾においても被告の疑いの判断に合理性があることにつき、

37) 「匿名コメント」金判1588号(2020年)26頁。また、この裁判例が東京地判平28.7.20・前掲注34)と異なる判断枠組みを示したものとした上で、その立証対象は、犯罪利用預金口座等である「疑いがある」こととすることが穏当であった旨を指摘するものとして、山名萌木「判批」金法2145号(2020年)18頁。

38) 捜査機関等や被害者との関係において、預金者が犯罪利用預金口座等でないことを立証することが示唆された裁判例(東京地判平22・12・3・前掲注32)及び東京地判平26・1・17・前掲注10))と対比することができる。

39) 金融機関は、抗弁として、「犯罪利用預金口座等である疑いがある」ことを裏付ける事実を主張立証することになり、口頭弁論終結時にその事実は存在する必要がある旨を指摘するものとして、「匿名コメント」・前掲注26)・34頁。

被告に主張立証責任を負わせたものと解される⁴⁰⁾。

6 概括

以上のとおり、本判決は、振り込め詐欺救済法3条1項に規定する取引停止措置が法的義務であることを明らかにするとともに、同項の要件と効果を敷衍して述べるものであり、今後の事案判断においても、一定の指針になり得るものと評価できる。しかしながら、本判決の理由の妥当性には議論の余地があり、特に本件通知の位置付けに疑義が生じ得よう。

確かに、本件が「捜査機関等」の情報提供を受けた場合の事例であれば、これまでに集積されつつある裁判例と同様の枠組みで判断することで足りたかもしれない。しかし、本件は、あくまでも消費者庁の本件注意喚起及び本件通知に端を発した事案であり、これらの内容に即した判断がなされるべきであった。判旨においては、その実質的な理由が十分に述べられないまま、本件注意喚起及び本件通知について「捜査機関等」の情報提供と同様の位置付けを占めることが実質的に認められたこととなった。このことにより、消費者庁が「捜査機関等」に当たるものと安易に理解されたり、さらに拡大的に解釈され、およそ公的機関であればいかなる主体も「捜査機関等」に当たるものと理解されたりして、こうした主体から提供された情報の真偽につき別途の調査を要しないとする実務が定着していくことが懸念されるところである。

いずれにしても、本判決に不明瞭な点が生じた背景としては、同法3条1項において消費者庁を含む公的機関の位置付けが不明確であること、従来の裁判例が主として「捜査機関等」の情報提供を受けた場合に関するものであり、その他の主体の情報提供を受けた場合に関する裁判例が乏しいこと、そして何よりも同法における私法上の法律関係について未解明な点が少なくないように思われるこ

40) 金融機関の判断の合理性という観点とは、債務不履行責任の判断において問題となるものと解されるところで、本判決が、消費者庁から提出された情報の内容それ自体及び原告から提出された証拠に加え、付加的な事情をも勘案し、「犯罪利用預金口座等であるとの被告の疑いは、今なお合理的なもの」であるとする点は、実質的には現在における客観的な「疑い」の存在を認定するものということができ、結論においては正当である旨を指摘するものとして、山本・前掲注12)・13～14頁。

津田慧・消費者庁の注意喚起及び通知を踏まえ、犯罪利用預金口座等に…… (141)

と⁴¹⁾が挙げられる。こうしたことからしても、同法に係る議論が更に活発化していくことが期待される。

以 上

41) 沖野・前掲注9)・93頁及び山本・前掲注12)・14頁参照。